

報告第2号

専決処分の承認について（訴訟上の和解）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年5月7日提出

大和市長 大 木 哲



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

本市は、横浜地方裁判所令和2年（ワ）第■号国家賠償請求事件について、次のとおり和解するものとする。

1 相手方 市内在住者

2 和解の要旨

- (1) 被告は、原告に対し、平成28年4月6日発生 of 事故に係る損害賠償金として、金1,700,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、原告指定の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 被告は、被告が設置する小学校において、今後本件事故と同様の事故が発生しないように努め、万一事故が発生した場合には、迅速に対応するよう努める。
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

理 由

当該事故について速やかな解決を図るため、裁判所による和解条項案を受諾し和解する必要による。

令和3年4月9日

大和市長 大 木 哲

報告第3号

専決処分の承認について（令和3年度大和市一般会計補正予算（第1号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年5月7日提出

大和市長 大 木 哲



専 決 処 分 書

次に掲げる予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和3年度大和市一般会計補正予算（第1号）（別紙）

理由

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を速やかに支給するため、予算を早急に補正する必要による。

令和3年4月14日

大和市長 大 木 哲